



にしごう

広報にしごう第208号
昭和63年4月1日

VOL.4

■人口のうごき 人口15,264人(+17) 男7,701人(+4) 女7,563人(+13) 世帯数3,711戸(-3) 3月1日現在 ()は対前月比

待望の屋外照明灯完成



おもな内容

- 議会のうごき..... 2~4
- 水田農業確立対策事業..... 5
- 交通事故防止コンクールで第1位..... 6
- 国民年金から..... 7
- おしらせ..... 8

議会のついで

昭和63年度鈴木村長 所信表明

昭和六十三年村議会第一回定例会が三月十日招集され、十八日まで九日間の会期で開かれました。新年度の一般会計予算など、二十六議案が上程され、審議の結果、原案どおり可決されました。また、鈴木村長から、村の当面する行財政の内容と所信表明が述べられました。その内容は次のとおりです。



▲村議会で所信表明する鈴木村長

昭和六十三年西郷村議会第一回定例会の開会にあたり、本村の当面する行財政と私の所信の一端を申し上げて、このことを基本とする、昭和六十三年一般会計予算等、今定例会に提案致しました議案の概要についてご説明を申し上げ、今後の村政に対する御理解と御協力を賜わる次第であります。

昨年は急激な円高により、本村を取り巻く行財政は非常に厳しい環境にありましたが、土地区画

整理事業や生活環境整備など、都市基盤の整備、継続事業であります家族旅行村整備事業における観光開発の基盤整備、川谷小学校建設に伴う教育施設の整備、更には、野球場の夜間照明設備の設置、屋内ゲートボール場の建設など、スポーツ施設の充実等により村政は着実に伸展しており、本村が着々と「明るく住みよい豊かな」西郷村発展の道をたどっておりますことは、御同慶の致りであります。

私は、村政を担当して二期目の半ばとなりましたが、村長に就任して以来「初心不可忘」を政治理念として、村政を執行して参りました。今後この信条を貫き、村政の伸展を図って参りたいと考えております。

さて、国は去る十二月二十二日、昭和六十三年度の経済見通しと経済運営の基本的態度及び昭和六十三年度の予算編成方針を閣議決定し、昭和六十三年度の予算概案を決定した

明るく住みよい

所であります。この指針の経済見通しによりますと、我国経済を取り巻く国際情勢について先進国の景気は原油価格の安定、物価の落ち着き、低水準の金利、技術革新の進展等を背景として、緩やかに拡大される反面、雇用情勢は欧州諸国を中心に依然として厳しい状況が予想され、昭和六十年秋以来の円高を背景に経済構造調整が着実に進展しつつ、この過程で生じる関連事業者、雇用、地域経済に与える影響は非常に厳しいものがあり、我国財政は依然として大幅な収支不均衡の状況が見込まれております。このことから、昭和六十三年度の経済見通しは経済成長率、名目で四・八％程度、更に実質で三・八％程度になるものと見込まれております。

更に、予算編成方針におきましては、昭和六十三年度の国の予算及び財政投融資計画は、財政の対応力を一日も早く回復することが我国の人口高齢化や国際社会における責任の増大など、今後の社会経済

豊かな村づくり

情勢の変化に財政が弾力的に対応するために、緊急な課題であるとして引き続き財政改革を強力に推進することを基本に、予算の要求基準を原則として投資部門については、昭和五十九年度以来四年間続いていたマイナスシーリングも内需拡大の要請等もあり、前年度予算と同額という、従来よりは若干緩和された形となる一方、経常部門については昨年度と同様マイナスとする旨の厳しい基準が設定され、特例公債依存体質からの脱却と公債依存度の引き下げ目標を達成するため、更に歳出の徹底した見直し、合理化等に取り組むことに格段の努力を傾注すべきである、との基本的な考え方を厳しく打ち出しております。

以上の背景を基に、本村においても歳入面において、村税、地方交付税等の一般財源について非常に厳しい状況が見込まれるほか、歳出面においても、人件費、公債費等の義務的経費の増額は必要であり、更に内需拡大の要請に呼応し、補助事業の拡大単独事業の増加など、本年年度の財政は前年度にも増して厳しい状況となる見通しであります。

昭和六十三年度の予算編成に

あたりましては、このような極めて厳しい財政事情の中にあつて、私は新たな時代の流れに的確に対応しながら厳しい環境の中にあつても、財政の健全化を図り、長期的、計画的に限られた財源を重点的かつ効率的に留意するとともに事業の重点選別を行い、本年度におきましては、特に、土地区画整理事業等の都市基盤の整備、農業基盤の整備、水田農業確立対策の推進、家族旅行村の整備、学校建設、村民プールの建設、生活環境の道排水路網整備などを重点的に推進し、最少の経費で最大の効果を上げるよう各般の行政需要に適切に対処し、効率的行政を進めて参る必要があると考え、積極型予算の編成にあつた所であります。

その結果、一般会計予算額は、三十六億一千四百七十七万一千円となり、昭和六十二年当初予算に比べて三千四百四十六万六千円を減額し、〇・八%の減となつたものであります。また、一般会計、各特別会計、並びに水道事業会計の予算総額は、六十一億一千四百七十二万二千円となり、三・三%の減となつた次第であります。

本年度におきましても「明るく住みよい豊かな村づくり」の実現化のため、粉骨砕身努力する覚悟であります。議会議員の皆さんにおかれましても、この実情を深くご理解を賜わり、絶大なるご支援とご鞭撻を申し上げる次第であります。

可決された議案

- ▼ 西郷村防災会議条例の一部改正について
- ▼ 西郷村災害対策本部条例の一部改正について
- ▼ 土地改良事業の承認について
- ▼ 西郷村国土利用計画について
- ▼ 西郷村民研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ▼ 西郷村社会体育・レクリエーション施設条例の一部改正について
- ▼ 白河地方水道用水供給企業団規約の一部改正について
- ▼ 昭和六十三年西郷村一般会計予算
- ▼ 昭和六十三年西郷村民健康保険特別会計予算
- ▼ 昭和六十三年西郷村有線放送電話事業特別会計予算
- ▼ 昭和六十三年西郷村老人保健特別会計予算
- ▼ 昭和六十三年西郷村土地造成事業特別会計予算
- ▼ 昭和六十三年西郷村公共下水道事業特別会計予算
- ▼ 昭和六十三年西郷村水道事業会計予算
- ▼ 昭和六十三年西郷村大平工業用水道事業会計予算
- ▼ 昭和六十三年西郷村稲山工業用水道事業会計予算
- ▼ 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- ▼ 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- ▼ 議会議員の報酬期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ▼ 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ▼ 西郷村消防団給与条例の一部改正について
- ▼ 西郷村交通教育専門員設置条例の一部改正について
- ▼ 西郷村課等設置条例の一部改正について
- ▼ 西郷村有線放送電話条例の一部改正について
- ▼ 職員の勤務時間に関する条例の一部改正について
- ▼ 職員の給与に関する条例の一部改正について

昭和63年度重点事業

(単位：千円)

川谷中学校改築事業	241,000
家族旅行村整備事業	297,000
農村基盤総合整備事業	90,000
区画整理事業	122,000
シナシ川改修事業	40,000
折口原・鶴生線改良事業	19,000
原中・大平線舗装事業	35,000
原中・四ツ門線改良工事	36,000
村民プール建設事業	87,000
追原コミュニティセンター建設事業	31,000
小規模排水対策特別事業	36,000
公営住宅岩下団地建設事業	120,000
東高山集会場建設事業	14,000
折口原水路整備事業	16,000
真鶴橋樑梁整備事業	10,000
道路改良舗装事業	57,000

議案の概要

特別職等の報酬改正のための条例改正

人事院の勧告により、一般職員の給与改定が昭和六十二年四月一日から適用されたのに伴い、西白河地方町村特別職報酬諮問委員会の答申により、村長等の給与額が改正されました。

主な改正は別表のとおりです。

村有線放送電話条例の一部を改正

有線放送電話室を企画調整課に統合することにより、条例の一部が改正されました。

村課等設置条例の一部を改正

別 表

職 名	改 正 前	改 正 後
議会議員の報酬		
議長	月額 195,000円	月額 203,000円
副議長	" 163,000円	" 170,000円
議員	" 146,000円	" 152,000円
村長等の給与		
村長	月額 561,000円	月額 583,000円
助役	" 446,000円	" 464,000円
収入役	" 417,000円	" 434,000円
教育長	" 404,000円	" 420,000円
教育委員会委員長	年額 120,000円	年額 124,000円
" 委員	" 106,000円	" 110,000円
農業委員会会長	" 172,000円	" 178,000円
農業委員会会長職務代理者	" 164,000円	" 170,000円
" 委員	" 155,000円	" 160,000円
選挙管理委員会委員長	" 88,000円	" 91,000円
" 委員	" 70,000円	" 72,000円
監査委員(知識経験者)	" 116,000円	" 120,000円
" (議会選出)	" 80,000円	" 83,000円
消防団長	" 138,000円	" 143,500円
副団長	" 90,700円	" 93,800円
交通教育専門員	" 208,000円	" 215,000円

職員の勤務時間に関する
条例の一部を改正

昨年の四月より、四週六休の
試行を行って来ましたが、本年
四月から国家公務員、県職員が
四週六休制を実施するため、村
職員もこれに準じて実施するた
め、条例の一部を改正したもの
です。

職員給与に関する
条例の一部を改正

職員の四週六休制を実施する
ため、職員の勤務時間に伴う、
職員の給与に関する条例の一部
を改正したものです。

村防犯会議条例の一部
を改正

村防犯会議組織の強化を図る
ため、条例の一部を改正したも
のです。

村災害対策本部条例の
一部を改正

村災害対策本部の組織強化を
図るため、字句を改め、条例の
一部を改正したものです。

土地改良事業の承認

団体営整備事業の上新田地区
外農道整備と甲排水路の整備に
ついて、議会の承認を求め、可
決されたものです。

村国土利用計画に
ついて

国土利用計画法第八条の規定
に基づき、将来の村土の均衡あ
る発展を図るため、公共の福祉
を優先させ、自然環境等を配慮
し、昭和七十年までの村土利用
について計画を定めたものです。

村農民研修センター
の設置、管理に関する
条例の一部を改正

村上野原農民研修センターを
原中行政区長に管理、運営を委
託するため、条例の一部が改正
されました。

村社会体育、レクリエ
ーション施設条例の一
部を改正

村営屋内ゲートボール場と総
合グラウンド(野球場)夜間照
明の完成に伴い、施設の設置と
使用料金を定め、施設の一部を
民間に管理、運営を委託するた
め、条例の一部を改正したもの
です。

白河地方水道用水
供給企業団規約の
一部を改正

企業団の設立に伴い、事務体
制の充実を図るため、事務所の
移転について規約の一部を改正
したものです。

昭和63年度
一般会計当初予算額
36億1,147万1千円
(総 額)

土地区画整備事業等の都市基
盤の整備事業を始め、家族旅行
村整備事業、村民プールの建設
事業など計画される昭和六十三
年度一般会計予算と特別会計予
算が決まりました。
財政の健全化を図り、長期的
計画的に限られた財源を重点的
効率的に留意し、最少の経費で
最大の効果を上げるため、一般
会計において当初予算は、前年
度に比較して〇・八四パーセン
トの減となりました。
また、特別会計においては、
村公共水道事業、有線放送電話
事業等特別会計のそれぞれ、特
定目的のために応じた事業を実
施するため、今年度当初予算・
二十五億三百二十五万一千円と
なり、前年度に比較して一・〇
七パーセントの減となりました。

水田農業確立対策事業

本年の転作配分

は 317.4ヘクタール



▲水田農業確立対策推進協議会々議から

力に対し、深く感謝申し上げます。

今年度も引続き行われますが、昭和六十二年まで四年連続の豊作により、当初予定した政府米在庫二五〇万トンから二三〇万トンと八〇万トンの超過が見込まれるため、「米需給均衡化緊急対策」が策定されました。

① 生産者、生産者団体による主食用米の消費拡大

② 学校給食における米飯給食の拡大

③ 他用途利用米の需要拡大等により、需給ギャップの縮小を図ることが骨子となっております。

今年度は米需給均衡化緊急対策も含め、三一七・四ヘクタールが配分され、非常に厳しいものとなっております。

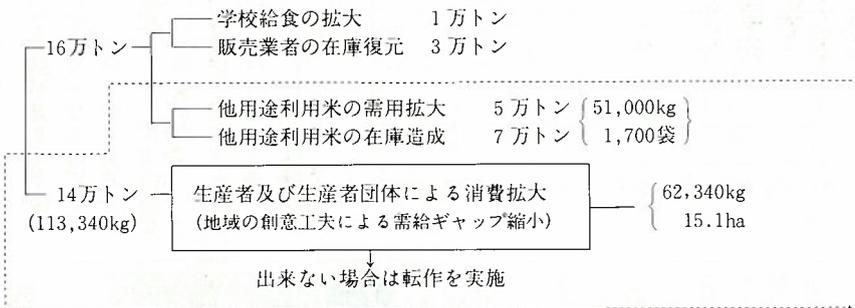
昭和六十二年年度から水田農業確立対策が実施され、全水田面積の四分の一と云う膨大な転作を余儀なくされました。

村では、県から三〇五ヘクタールが割当てられましたが、農家のみなさんの御協力により、一〇〇パーセント以上の実績をあげることが出来ました。御協

各農家への配分は、水田面積に対し、米需給均衡化緊急対策も含め、概ね二五・五パーセントが一律配分となります。

農産物輸入自由化等、農業を取り巻く情勢は楽観を許さない状況にあります。食管制度を守り、本事業の主旨を理解され、御協力をよろしく願います。

米需給均衡化緊急対策における需給ギャップ縮小(30万トン)の考え方



□ 生産者団体等が緊急に取り組む必要のある範囲 (26万トン)
 () 西郷村への県配分量

30万トンの算出根拠	230万トン - 150万トン = 80万トン
	(昭和63年10月末在庫予想) (政府持越在庫)
30万トンの算出根拠	80万トン - 20万トン = 60万トン
	(農業団体が保管)

昭和63年度においては、60万トンのうち当面30万トンについて調整を図る。

税の知識

◎確定申告が間違っていたときは

確定申告書を提出した後で、申告内容に間違いがあることに気付いたり、うっかりして確定申告書の提出を忘れていた人は、いませんか。

もう一度確認して下さい。

税額を少なく申告したときは「修正申告」を、また、多く申告したときは「更正の請求」をして正しい税額に訂正しましょう。

また、申告を忘れていたときはすぐに確定申告をしてください。

詳しくは、最寄りの税務相談室や税務署 (☎22-7111) にお尋ね下さい。

善意を

ありがたう

左記の方から心暖まるご芳志をいただきましたので、ここに紹介すると共に感謝申し上げます。

▼社会福祉協議会へ
 金田晋次様(下折口原) 三万円

交通事故防止コンクールで第一位

Bブロック

三月一日、福島市の県自治会館で開かれた昭和六十二年市町村別交通事故防止コンクールにおいて、村が第一位（Bブロック）人口一万人以上三万人未満の町村の部）に輝きました。

これは、昨年一年間に発生した交通事故数を過去三年間の実績と比べて評価し、優良な市町村には表彰状が贈られるというものです。

これまで、本村では例年、交通事故が多発し、死亡者が五



▲受賞した表彰状と楯

六名に達しており、特に、本村を走る国道四号線では交通事故が頻繁に起き、その対策に苦慮していました。

このようなことから、村交通安全関係者をはじめ、村民一丸となって、「無事故無違反交通安全パレード」や「目のさめる運動」等を繰り返し行ってきました。

そのかいがあつて、昨年は最少限に食い止めることができました。

市町村別発生状況

区分	件数		死者		傷者		人口10万人死者	
	昭62年	昭61年	昭62年	昭61年	昭62年	昭61年	昭62年	昭61年
白河市	246	258	4	3	304	331	8.9	8.95
矢吹町	101	98	5	3	138	115	27.1	21.95
西郷村	63	89	1	4	96	114	6.6	27.35
表郷村	28	19	1	0	35	21	13.4	0.0
東村	27	18	1	1	36	19	16.9	16.97
泉崎村	34	30	2	0	45	43	32.6	0.0
中島村	15	14	1	1	22	15	20.9	21.36
大信村	12	10	0	0	20	19	0.0	0.0
合計	526	536	15	12	696	677	13.3	11.23

○白河市（246件）矢吹町（101件）で全事故の66%を占めており、西郷村（死者-3、件数-26）が目立っている。

こうした活動が実り、今回の受賞の対象となったものです。村では、今後も更に交通安全運動の強化を図り、同事故防止に努めたいと懸命です。なお、別表は、「昭和六十二年度交通白書」（白河警察署発行）からの「市町村別交通事故発生状況」です。

村内には五〇〇ヶ所の「滝」が現存



約四ヶ月）で収録しました。撮影は、主に紅葉時に撮ったものです。

村民のみなさんは、村内に、「滝」は何カ所あると思いますか？ 答は、約五百ヶ所です。

この滝を調査し、ビデオカメラに収録した人がいます。その人は川谷に住む、独古春広さん（四十六歳）です。

独古さんは、余暇を利用して自然の美しさをそのまま残している、「阿武隈川源流の雄滝、雌滝」をはじめ、村内にある大小の滝を三年がかり（実日数は

約四ヶ月）で収録しました。撮影は、主に紅葉時に撮ったものです。

独古さんに撮影をするキッカケをお聞きしたところ、「初めは、奥甲子の滝の二、三十ヶ所をビデオに撮るつもりでしたが、とうとう、村の全部の滝を撮るようになってしまいました」とのこと、また撮影に一番苦労したことは「撮影に一番苦労したことは、暗くなって見えなくなり、周りが暗くなって見えなくなってしまう、次の日も同じ場所に行かなければならなくなってしまう」と話してくれました。

滝のビデオテープ（約九時間）を是非一度見たいと思う人は、独古さんにあたってみてはいかがでしょうか。なお、独古春広さんは「熊撃ち名人」独古直一さんの息子さんです。

固定資産課税台帳の縦覧日は4/1～4/20です

地方税法第四一五条の規定による縦覧を次のとおり行います。一、縦覧期間

昭和六十三年四月一日～二

- 二、縦覧場所 村役場税務課
- 三、時間 午前八時三十分～午後五時（ただし、土曜日は午前八時三十分～十二時です。日曜日祭日は除かれます。）

昭和六十三年四月一日～二

変わりますよ!! 昭和63年4月から

国民年金保険料が

毎月(年12回)納入に

国民年金保険料の納入方法が、昭和六十三年四月(昭和六十三年度分)より変更となりますのでお知らせいたします。

今まで一年を六期に分けて納入する方法でしたが、昭和六十三年四月から一年を十二回に毎月納入する方法となります。昭和六十二年(六十二・四・六十三・三)国民年金保険料は、一ヶ月七千四百円(付加七千八百円)で二ヶ月一回の納入のため一度に一万四千八百円(付加一万五千六百円)を納めなければならなく、また受給する年金額に相応して保険料も上がるため、年々納入が困難になるものと思量されます。

このため、毎月納入することにより被保険者皆さんの毎月の負担を少しでも軽減し、国民年金の保険料を、今までより納め易くしようという目的です。

毎月の納入となりますが、納入指定期限より早く納めて頂く

ことは大変よいことで、従

昭和62年度 (62/4~63/3)

保険料 1ヶ月 7,400円 (付加 7,800円)

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期
納付月	4・5月	6・7月	8・9月	10・11月	12・1月	2・3月
金額	14,800円 (15,600円)	14,800円 (15,600円)	14,800円 (15,600円)	14,800円 (15,600円)	14,800円 (15,600円)	14,800円 (15,600円)
納期	S62.4.30	S62.6.30	S62.8.31	S62.10.31	S62.12.25	S63.2.1

変更

昭和63年度 (63/4~64/3)

保険料 1ヶ月 7,700円 (付加 8,100円)

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期
納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
金額	7,700円 (8,100円)											
納期	4月末	5月末	6月末	8/1	8月末	9月末	10月末	11月末	12/26	1月末	2月末	3月末

(注) 金額の()書は、付加保険料です。

来のように四、五月分を四月に、六、七月分を六月に、というように納めて頂いても結構です。また、一年分を四月末日までに納入しますと、保険料の割引があります。毎年四月末日を過ぎても前納割引がありますので注意して下さい。

健康アラカルト

食べ過ぎ、飲み過ぎ、糖分のとり過ぎは肥満を、塩分のとり過ぎは高血圧や脳卒中を、動物性脂肪の摂り過ぎは動脈硬化を引き起こします。食品は過不足なくとり、栄養のバランスを図ることが大切です。わたしたちが食べる食品にはその種類により、たんぱく質、脂肪、炭水化物、ビタミン、ミネラルなどの栄養素が含まれています。

これらの栄養素が含まれる日常食品を、毎日組み合わせれば、必要な栄養素を十分とることが出来ます。

現代人がとり過ぎているのは糖質と脂肪。反対に不足しがちなのはカルシウムと緑黄色野菜(ビタミン・ミネラル)です。

海藻・小魚・牛乳、緑黄色野菜を積極的にとるように心がけ、油脂やご飯、パン、菓子などはなるべく控えるようにしましょう。

また、動物性脂肪のとり過ぎは、血液中のコレステロールを高め動脈を硬化させます。牛・豚の脂身の多い肉を避け、血中コレステロール値を低下させる効果のある食品(リノール酸の

募集

明るい選挙シンボルマーク・コピー

(1) 応募資格

どなたでも応募できます。(年齢は問いません)

(2) 募集期間

昭和六十三年四月一日(金)三十日(土)(当日消印有効)

(3) 応募方法及び注意

○シンボルマーク
官製ハガキの上部10cmにシンボルマークを黒色一色で作図し、下部の余白に図案の説明をできるだけ詳しく書いてください。なお、図案のほかに文字を使用してもかまいません。

○コピー

官製ハガキに常用漢字と現代かなづかいを用いて二十字以内で書いてください。

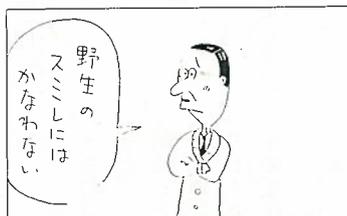
(4) 応募及び問い合わせ先

〒960 福島市杉妻町二番一六号 福島県選挙管理委員会
☎〇二四五二二一一一一
内線二二六〇一一

※シンボルマーク、コピーともに一人で何点でも応募できますが、ハガキ一枚につき一作品としてください。

さわやか君

西村 宗



補聴器の調子はいかがですか

補聴器の調子はいかがですか？
補聴器の相談・修理を下記の日程で行います。

場所 西郷村役場住民課
時間 午後1時～2時
月日

63年4月6日	5月11日
6月1日	7月6日
8月3日	9月7日
10月5日	11月2日
12月7日	64年1月11日
2月1日	3月1日

★身体障害者手帳をお持ちの方、印鑑をご持参ください。

なお、詳しくは役場住民課福祉係へお問い合わせください。

(☎25-1111 内線241または(有)5117)

宅地の分譲開始!!

●住宅建設は
まず土地の購入から

県住宅供給公社では、上野原団地で宅地の購入者を募集いたします。

▶宅地分譲 13区画

宅地のみを分譲するもので、後でお好みの住宅を建てられます。契約上、建物の建築時期等の制限はありません。

▶受付期間

昭和63年4月11日(月)から4月20日(休)まで。受付期間終了後は、随時先着順に受付いたします。

▶相談及び受付場所

村役場企画調整課 ☎0248(25)1111
県住宅供給公社販売推進課 ☎0245(21)5520

おしらせ



委託状況届は 4月30日までに

製造・加工業者等で製品の加工を家内労働者(内職者)に発注している事業主(委託者といいます)は、毎年4月1日現在の家内労働者数を4月30日までに「委託状況届」により所轄労働基準監督署長を経由し、福島労働基準局長に届出なければならないことになっております。

今年も届出の時期になりました。所定の用紙は、労働保険年更用紙と共に封入されていますが、各労働基準監督署にもありますので、各種の年度更新事務と同時に届出くださるようお願いいたします。

福島労働基準局

事業主のみなさんへ

昭和63年度の労働保険の年度更新をする時期がまいりました。4月初めに局、又は県から送付される申告書用紙と記入要領をよくお読みいただいて5月15日までに(今年は5月15日が日曜日のため5月16日までとなります。)自主申告、自主納付。最寄りの金融機関、郵便局、労働基準監督署、福島労働基準局又は県雇用保険課に手続きをされますようお願いいたします。また、期日までに申告できるよう資金台帳等を整備しておかれますようお願いいたします。

福島労働基準局
福島県商工労働部

心配ごと相談日は

毎月10・25日です

村社会福祉協議会では、毎月10日、25日(日祝祭日にあたる場合は別に定める。)村文化センターにおいて定例相談会を開催しております。

相談会には心配ごと相談員並びに行政相談員が出席、みなさんよりの相談に応じております。お気軽にご相談ください。

今月の納税

軽自動車税

村営住宅入居者募集

村では下記の住宅の入居者を募集しております。

住宅名	岩下団地1戸
構造	中層耐火構造3階建
種別	第1種
部屋数	3部屋
家賃	月額33,000円

敷金は家賃の2ヵ月分、共同の維持管理に要する費用は入居者で負担していただきます。

※申込用紙は役場建設課(☎25-1111内線353)にあります。

尚、随時受付をしておりますので詳しいことは同課へお問い合わせ下さい。